

令和5年10月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(行コ)第73号 町議会議員懲罰処分取消等請求控訴事件(原審・横浜地方裁判所令和3年(行ウ)第7号)

口頭弁論終結日 令和5年7月4日

判 決

神奈川県足柄下郡湯河原町中央2丁目2番1号

控 訴 人	湯 河 原 町
同 代 表 者 町 長	富 田 幸 宏
同訴訟代理人弁護士	川 島 清 嘉
	川 島 志 保
	中 村 真 由 美
	原 田 隆 之 介

神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜

被 控 訴 人	土 屋 由 希 子
同訴訟代理人弁護士	大 川 隆 司
	小 沢 弘 子
	石 崎 明 人
	伊 藤 朝 日 太 郎
	武 井 由 起 子
	中 村 晋 輔
	高 橋 由 美
	馬 込 竜 彦

主 文

- 1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- 2 前項の部分につき、被控訴人の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 控訴の趣旨

主文と同旨

第 2 事案の概要

1 事案の要旨（以下、略称は、本判決で定義するもののほかは、原判決の例による。）

本件は、湯河原町議会の議員であった被控訴人が、①同議会の本会議における被控訴人の発言や被控訴人が自身のSNSで行った投稿が、秘密会の議事は他に漏らしてはならないとする同議会会議規則（本件規則）92条2項に違反したとして、同議会から、地方自治法134条1項に基づき、公開の議場における陳謝の懲罰（第1次懲罰）を科され、さらに、これを拒否したとして、1日間の出席停止の懲罰（第2次懲罰）を科されたため、被控訴人に本件規則違反はなく、上記の各懲罰（本件各懲罰）は違法であると主張して、控訴人に対し、本件各懲罰を科す旨の各議決の取消しを求めるとともに（以下、この請求を「請求①」という。）、②同議会が発行し、控訴人の町内の町民に配布した議会だよりに掲載された本件各懲罰に関する記事により、被控訴人の名誉を毀損されたと主張して、③民法723条に基づき、原判決別紙3「謝罪広告目録2」記載の内容による謝罪広告の掲載を求め（以下、この請求を「請求②」という。）、また、④国家賠償法1条1項に基づく損害賠償として、慰謝料50万円及びこれに対する不法行為の日である令和2年11月21日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めた（以下、この請求を「請求③」という。）事案である。

原審は、請求①に係る訴えについては、いずれも不適法であるとして却下し、請求②及び請求③については、原判決別紙2「謝罪広告目録1」記載の内容による謝罪広告の掲載並びに慰謝料20万円及びこれに対する令和2年11月21日以降の遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却したところ、控

訴人が敗訴部分を不服として本件控訴をした。

したがって、当審の審理の対象は、請求②及び請求③（名誉毀損を理由とする謝罪広告の掲載及び損害賠償の請求）の原審請求認容部分である。

2 前提事実等

本件に関する法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次項のとおり原判決を補正し、4項のとおり当審における控訴人の補充主張を付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の2ないし4（4(1)並びに4(2)ア及びイを除く。）並びに第3の5及び6に記載のとおりであるから、これを引用する（なお、以下の原判決引用部分中に「被告の町議会」とあるのを「湯河原町議会」と読み替える。）。

3 原判決の補正

- (1) 原判決2頁22行目の「争いのない事実」の後に「、記録上顕著な事実」を加える。
- (2) 原判決2頁26行目冒頭から同行末尾までを「、湯河原町議会の議員となった。被控訴人は、令和5年2月6日、同議会の議長に対し、辞職願を提出し、同日、同議会の議員を辞職した（乙59、60）。」と改める。
- (3) 原判決3頁15行目の「現在まで」を削除し、同行の「である」を「を務めていた」と改める。
- (4) 原判決3頁19行目の「湯河原町の」の後に「町税等」を加える。
- (5) 原判決4頁11行目の「申立人」を「被控訴人」と改める。
- (6) 原判決5頁8行目及び同頁21行目の各「被告」をいずれも「湯河原町議会」と改める。
- (7) 原判決5頁10行目の「提出した。」の後に次のとおり加える。

「なお、被控訴人は、同月18日に開催された懲罰特別委員会において、被控訴人の本件定例会での発言が秘密会の内容であるとは考えていない旨、上記発言と同じ内容は、平成27年7月17日に開催された本件特別委員会の議事録

にも記載されていることであって、何ら秘密会の内容ではない旨、上記発言は町民の個人情報を守るためのものであり、公益性のためにされたものである旨等の弁明を行った。」

(8) 原判決5頁18行目の「3名は、」の後に「令和2年9月29日付けで、」を加える。

(9) 原判決5頁21行目冒頭に「これを受け、」を加え、同行の「謝罪文」を「陳謝文」と、同頁24行目の「甲10、13」を「甲10ないし13」と、それぞれ改める。

(10) 原判決5頁24行目の「提出した。」の後に次のとおり加える。

「なお、被控訴人は、同日に開催された懲罰特別委員会において、議会が作成した陳謝文の内容は被控訴人の心情とは程遠く、納得のいくものではなかった旨、被控訴人は秘密会の議事を漏らしていない旨、神聖な議場において心にもないことを発言することは議会に対する誠実な態度とは思えない旨、憲法19条により思想及び良心の自由が保障されているので陳謝文の読み上げは断る旨等の弁明を行った。」

(11) 原判決5頁26行目の「議決をした」の後に「(以下、この議決を第1次懲罰の議決と併せて「本件各議決」という。)」を加える。

(12) 原判決6頁5行目末尾に、改行して次のとおり加える。

「(5) 本件各懲罰に関する報道

湯河原新聞は、令和2年9月30日、同月29日に開催された本件定例会において、被控訴人に対し、秘密保持の規定に違反したことを理由に第1次懲罰（公開の議場における陳謝）を科する旨の議決がされ、さらに、被控訴人が陳謝文の内容に不服を示し朗読を拒否したことを理由に第2次懲罰（同日1日の出席停止）を科する旨の議決がされたとする記事を掲載した（乙55）。

また、神奈川新聞、東京新聞及び讀賣新聞も、同年10月1日、上記記

事と同様に、本件定例会において被控訴人に対して懲罰を科する旨の議決がされたとする記事を掲載した（乙５６ないし５８）。」

(13) 原判決６頁６行目の「(5)」を「(6)」と、７頁１０行目の「(6)」を「(7)」と、それぞれ改める。

(14) 原判決６頁１１行目の「記事」から同頁１２行目の「記事」までを「記事が掲載され、本件議会だより末尾の編集後記（その紙面を占める面積は１頁の６分の１程度）にもこれに関する記事が掲載されたが（以下、これらの記事を併せて「本件記事」という。）、本件記事」と改める。

(15) 原判決７頁１１行目の「顕著な事実」を「記録上顕著な事実」と改める。

(16) 原判決７頁２１行目の「ウ」を「(1)」と改め、同行末尾に「(争点１)」を加える。

(17) 原判決７頁２２行目の「エ」を「(2)」と改め、同行末尾に「(争点２)」を加える。

(18) 原判決２５頁２３行目の「５ 争点(2)ウ」を「１ 争点１」と改める。

(19) 原判決３０頁６行目及び３１頁２行目の各「真鶴町議員」を、いずれも「真鶴町議会議員」と改める。

(20) 原判決３１頁１１行目の「６ 争点(2)エ」を「２ 争点２」と改める。

(21) 原判決３１頁１５行目の「ものはない」を「ものではない」と改める。

４ 当審における控訴人の補充主張

原判決は、本件議会だよりへの記事の掲載・配布行為は、編集委員である湯河原町議会の議員（被控訴人を除く。）が、秘密会の議事を他に漏らしてはならないという本件規則に被控訴人が違反したとの事実を、客観的な広報にとどまらず、改めて積極的に評価認定し、更にこれを強調して町民に知らせるものであって、国家賠償法上違法であると判断したが、誤りである。

本件議会だよりへの記事の掲載の態様や方法が、殊更に被控訴人の社会的評価を低下させるものでなければ、かかる記事の掲載は違法な公権力の行使となるも

のものではないところ、本件議会だよりに掲載された記事は、被控訴人が本件各懲罰を受けた事実及び経緯を客観的に伝えるものや、同事実を前提として、被控訴人の行為が法令に違反し、議員としてあるまじき行為である旨の、同事実から普通に導かれる湯河原町議会の共通認識を示す程度の意見ないし論評を表明したものであって、殊更に被控訴人の社会的評価を低下させるものではない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、当審の審理の対象となる被控訴人の請求②及び請求③（名誉毀損を理由とする謝罪広告の掲載及び損害賠償の請求）の原審請求認容部分については、いずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおりである。

2 争点1（控訴人に名誉毀損による国家賠償責任が認められるか）について

(1) 被控訴人は、本件記事により名誉を毀損されたと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めている。同項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定するものであるところ、本件記事を本件議会だよりに掲載、配布した行為が同項の適用上違法となるのは、本件議会だよりの編集に当たった湯河原町議会の議員ら（被控訴人を除く。以下同じ。）において、被控訴人との関係で負う職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく上記行為をしたと認め得るような事情があることを要するものと解される。

(2) そこで、まず本件記事の内容等をみるに、本件各議決がされた日の約1か月半後に湯河原町議会が発行した本件議会だよりに、被控訴人が本件各懲罰を科されたことに関する本件記事が掲載されたことについては、当審が補正の上引用する原判決の前提事実(6)のとおりである。

本件記事は、「なぜ？懲罰なのか！」という見出しの下、合計4頁にわたる部分と、本件議会だより末尾の編集後記から成るところ、上記4頁にわたる部分は、上記見出しに続けて、本件記事を掲載する理由について説明する部分（そ

の紙面を占める面積は1頁の2分の1程度。以下「本件記事の冒頭部分」という。)があり、そこに上記前提事実(6)ア及びエの記述が記載され、続けて、「経過」と題して、約3頁半にわたり、事実経過を説明する部分(以下「本件記事の事実経過部分」という。)がある。同部分には、令和2年9月7日に開催された本件定例会における被控訴人の発言、村瀬議長による発言取消しの勧告等の出来事に始まり、同月18日の本件定例会における被控訴人に対する懲罰動議の提出と懲罰特別委員会の設置の議決、同日及び同月25日の同委員会における審議を経て、同月29日の本件定例会において本件各議決がされるまでの事実経過について、時系列に沿って、審議の状況等を詳しく説明する記事が掲載されており、そこに上記前提事実(6)イ、ウ及びオの記述が記載されている。また、本件議会だより末尾の編集後記(以下「本件記事の編集後記」という。)には、上記前提事実(6)カの記述が記載されている。

(3) 次に、本件議会だよりが発行されるまでの事実経過をみると、①被控訴人が、令和2年9月7日に開催された本件定例会において、富田町長に対し、本件特別委員会に町税等の滞納者名簿が提供され、同名簿が回収されていないことは個人情報保護の観点から問題ではないかと質問し、村瀬議長から、同質問は秘密会の内容に当たるものであるとして、発言を削除するよう求められたことに端を発し、湯河原町議会において、被控訴人の上記質問等が問題視され、最終的に、同月29日に開催された本件定例会において、本件各議決がされるに至ったこと、②上記①に係る経緯は、同月7日の出来事とその翌日に発行された神奈川新聞で報道され、同月29日の出来事とその翌日に発行された湯河原新聞及び翌々日に発行された神奈川新聞、東京新聞及び讀賣新聞で報道されたこと、③本件議会だよりは、本件各議決がされた日の約1か月半後に発行され、新聞各紙に折り込まれて、控訴人の町内の町民に配布されたことについては、

(4) 上記事実関係によれば、本件記事の大半を占めるのは、本件記事の事実経過

部分、すなわち、被控訴人に対して本件各懲罰が科されたことに関し、令和2年9月7日に開催された本件定例会における被控訴人の発言に端を発し、同月29日に本件定例会において本件各議決がされるまでの一連の事実経過を記載した部分であるところ、本件各議決は、湯河原町議会が議員に対して地方自治法の規定に基づき懲罰を科するという、議会及び同議決を受けた議員の双方にとって重大なものであり、懲罰を科した理由も、本件定例会における議員の言動等、議員としての活動に関するものであること、また、本件各議決に至るまでの一連の経過については、新聞報道もされているため、相当数の町民が同事実を認識し、相応の関心を抱いている可能性があることと推測されること等からすると、「議会ゆがわら」の編集委員である議員らにおいて、上記一連の事実経過の詳細を掲載して、事実関係を町民に丁寧に説明しようとしたことについては、議会の活動状況を広く町民に周知し、議会及び町政に対する理解を深めるという「議会ゆがわら」の発行目的（当審が補正の上引用する原判決の前提事実(1)ウ）に鑑み、相応の合理性及び必要性を有するものと認めることができる。

また、本件記事の冒頭部分及び編集後記には、本件各議決に至るまでの事実経過以外に、被控訴人に本件各懲罰が科された理由が「秘密会の議事を他に漏らしてはならない」とする議会内部のルール（本件規則）を破ったことにある旨、合議体である議会の議決に従わないことは議員にあるまじき行為であり、その結果、議会の運営を混乱させるなどした責任は重大である旨等、「議会ゆがわら」の編集委員である議員らの見解を示す部分が含まれている箇所もあるが、議会の活動状況を広く町民に周知し、議会及び町政に対する理解を深めるという「議会ゆがわら」の発行目的に照らすと、本件各議決に関する記事を掲載する際に、同議決に至るまでの客観的な事実関係を摘示するにとどまらず、本件各議決の持つ意義や、本件各議決の正当性、住民の負託を受けた普通地方公共団体の議会の議員としてとるべき行動等について、湯河原町議会の考えを表明し、それを町民に伝えることも、本件における上記事実関係の下では、基

本的に許容されるものと解される。

本件議会だよりに掲載された上記記事の内容は、被控訴人に対する人格的非難をしたり、殊更に被控訴人の社会的評価を低下させたりするようなものではなく、本件各議決が前提とした事実関係である、被控訴人が本件規則に違反した点及び第1次懲罰の議決に従わなかった点を捉えて、被控訴人の言動が不適切であり、議員としてあるまじきものである旨を述べるにとどまることからすると、これらの記事の内容をもって直ちに、「議会ゆがわら」の発行目的との関係で正当性を欠くものであるとはいえない。

以上によれば、本件議会だよりの編集に当たった湯河原町議会の議員らにおいて、被控訴人との関係で負う職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく本件記事を本件議会だよりに掲載し、これを配布したと認め得るような事情があるとはいえず、かかる行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であるとは認め難い。

- (5) この点に関し、被控訴人は、①本件議会だよりは、総頁数が16頁に及ぶもので、「議会ゆがわら」において過去に発行したことのない分量であること、その全頁の4分の1以上の紙面が本件記事であること、②本件議会だよりは、「秘密会の議事」の内容や、被控訴人が本件対象事実（本件特別委員会において、本件滞納者名簿が回収されなかったという事実）について発言した経緯及びその発言の主題を掲載せずに、被控訴人が「秘密会の議事を他に漏らした」という結論だけを掲載しているため、町民は、被控訴人の言動が「秘密会の議事を他に漏らした」と評価できるのかを判断できないことを指摘して、本件議会だよりの実際の目的は被控訴人の社会的評価を低下させることにあり、意見の表明として許容される限度を超える違法なものである旨主張する。

しかしながら、上記①の点につき、証拠（乙2の1ないし4）によれば、「議会ゆがわら」には、本件各議決以前にも、湯河原町議会において議員に懲罰を科す旨の議決がされた際に、同議決に至るまでの事実経過を複数頁にわたって

掲載したり、同議決がされたことに関する見解を編集後記に掲載したりすることが複数回あったことが認められることからすると、本件議会だよりにおける本件記事の掲載方法及び掲載内容が、従前の同種事例への対応と比較して、被控訴人を著しく不当に取り扱うものであるとは認められない。また、本件各議決が議会及び同議決を受けた議員の双方にとって重大なものであることや、本件における上記事実関係の下においては、「議会ゆがわら」の発行目的に鑑み、本件記事を本件議会だよりに掲載することにつき、相応の合理性、必要性等が認められることについては、前記(4)のとおりである。したがって、上記①の点は、本件記事を本件議会だよりに掲載し、これを配布した行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であることを基礎付けるものであるとはいいい難い。

また、上記②の点につき、湯河原町議会では、本件特別委員会において配布された本件滞納者名簿が回収されなかったことをもって、本件規則92条所定の「秘密会の議事」に当たるとする見解をとっていることからすると、本件記事を本件議会だよりに掲載するに当たり、被控訴人が漏らしたという「秘密会の議事」の内容を記載しなかったとしても、かかる判断が、「議会ゆがわら」の発行目的に鑑み、著しく合理性を欠く不適切なものであるとはいいい難い。被控訴人は、湯河原町議会において、本件滞納者名簿が回収されなかったことが「秘密会の議事」に当たると解していたとしても、被控訴人の行為について、「特別委員会で配布された滞納者名簿の会議終了後の取扱い」に関し秘密会の議事を漏らした、という程度に特定して表現することは可能であったとも主張するが、この点は、基本的に記事の表現方法に関するものであって、記事の作成者に裁量があるものと解されることからすると、被控訴人の主張する表現をとらなかったことをもって直ちに、著しく合理性を欠く不適切なものであるとはいいい難い。

これに加えて、仮に、本件記事を本件議会だよりに掲載するに当たり、被控訴人が漏らしたという「秘密会の議事」が本件滞納者名簿の会議終了後の取扱

いに関するものであることを記載したとしても、被控訴人において、「秘密会の議事」を漏らしたこと等を理由に公開の議場における陳謝の懲罰を科され、さらに、これを拒否したとして、1日間の出席停止の懲罰を科されたという事実関係自体が変わるものではないため、かかる記事が掲載された場合と本件記事が掲載された場合とで、これによる被控訴人の社会的評価への影響がどの程度異なるものとなるかについては、必ずしも明らかではないことも併せ考慮すると、上記②の点についても、本件記事を本件議会だよりに掲載し、これを配布した行為が国家賠償法1条1項の適用上違法であることを基礎付けるものであるとは認め難い。

3 争点2（損害額及び謝罪広告の必要性）について

被控訴人は、本件記事によって被控訴人の名誉が毀損され、精神的苦痛を被ったものであり、それに伴う損害額は50万円を下回るものではない旨、また、上記名誉の回復手段として、「議会ゆがわら」において、原判決別紙3「謝罪広告目録2」記載のと通りの謝罪広告の掲載が命じられる必要がある旨を主張する。

上記主張は、湯河原町議会による本件記事の掲載・配布行為が国家賠償法上違法であることを前提とするものであるところ、これを認めることができないことについては、前記2に説示したとおりである。

したがって、被控訴人の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

4 その他、原審及び当審における当事者双方の主張に鑑み、証拠の内容を検討しても、当審における以上の認定判断を左右しない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求②及び請求③（名誉毀損を理由とする謝罪広告の掲載及び損害賠償の請求）はいずれも棄却すべきであるところ、これを一部認容した原判決は失当であって、本件控訴は理由があるから、原判決中、控訴人敗訴部分を取り消し、同部分につき被控訴人の請求をいずれも棄却することとして、

主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第24民事部

5

裁判長裁判官

増田 稔 

10

裁判官

小海 隆則 

裁判官

山門 優 

これは正本である。

令和5年10月12日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 押見 容子

